

四〇一	災害対策基本法施行令の規定に基づき平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件	一〇	二	七 271	一				
四〇〇	政党助成法の規定による政党的支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件	七	三	七					
三九九	政党交付金を返還すべき政党的名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件	六	一	六					
三九八	特定国外派遣組織を指定する件	四	二	四					
三九七	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件	四	二	四					
三九六	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件	四	一	四					
三九五	特定国外派遣組織を指定する件	四	二	四					
九	適格消費者団体を公示する件	一四	二	一四					
六	〇金融庁、法務省、財務省 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件	一四	八	一四					
四〇二	平成十七年総務省告示第千三百三十一号の一部を訂正する件	一七	一	一七					
四〇三	平成二十四年総務省告示第百四号の一部を訂正する件	一七	二	一七					
四〇四	平成二十八年総務省告示第百八十五号の一部を訂正する件	一七	二	一七					
四〇五	平成二十八年総務省告示第百四十八号の一部を訂正する件	一七	三	一七					
四〇六	平成二十九年総務省告示第百八十三号の一部を訂正する件	一七	四	一七					
四〇七	平成三十年総務省告示第百三十三号の一部を訂正する件	一七	五	一七					
四〇八	平成三十年総務省告示第百五十二号の一部を訂正する件	一七	五	一七					
四〇九	平成三十年総務省告示第百五十六号の一部を訂正する件	一七	六	一七					
四一〇	平成三十年総務省告示第百二十九号の一部を訂正する件	一七	六	一七					
四一一	政党助成法第五条第三項の規定による政党的支部の解散等に関する支部報告書の提出があったので公表する件	一七	七	一七					
四一二	放送法第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行った件	二〇	二	二〇					
四一三	放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件	二〇	二	二〇					
四一四	放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件	二〇	三	二〇					
四一五	政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示	二一	三	二一					
四一六	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を指定した件の一部を改正する件	二一	二	二一					
四一七	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を指定した件の一部を改正する件	二一	二	二一					
四一八	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件	二一	二	二一					
四一九	市の名称変更の件	二五	二	二五					
四二〇	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二六	一	二六					
四二二	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	二六	一	二六					
四二三	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	二六	四	二六					
四二四	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	五	二七					
四二五	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	二七	五	二七					
四二六	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件	二七	五	二七					
四二七	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	五	二七					
四二八	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件	二七	五	二七					
四二九	政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつた旨を公表する件	二七	五	二七					
四三〇	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	五	二七					